

富士市立そびな寮及び富士市立あおぞら寮指定管理者候補者の審査結果について

富士市立そびな寮及び富士市立あおぞら寮の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者について、審査項目に基づき厳正に審査した結果、次のとおり候補者を選定しました。

1 施設の概要

施設 の 名 称	富士市立そびな寮
設 置 目 的	障害者に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う。
所 在 地	富士市大淵2075番地の3
建 物 構 造	本館 鉄筋コンクリート3階建て ガスボンベ保管庫 平屋1棟 貯水槽 1基
面 積	本館 653.6㎡ ガスボンベ保管庫 15㎡
定 員	20人
施 設 内 容	事務室、面接室、居室、食堂、調理室、浴室（2室）、洗面洗濯室（3室）、トイレ（3か所）
竣 工 年 月 日	昭和49年1月31日（通勤寮としての使用は、平成2年4月1日から）

施設 の 名 称	富士市立あおぞら寮
設 置 目 的	障害者に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う。
所 在 地	富士市大淵2106番地の7
建 物 構 造	木造平屋建て
面 積	156㎡×2棟 = 312㎡
定 員	10人
施 設 内 容	居室、食堂、浴室、洗面洗濯室、トイレ、世話人の休憩室
竣 工 年 月 日	平成16年4月1日

2 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者となる団体の妥当性を判断するため、外部有識者等からなる「富士市福祉保健施設指定管理者選定評価委員会」を開催し、同委員会において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング形式による質疑応答）により、総合的に評価・選定を行いました。

3 指定管理者選定評価委員会による審査

委員会の開催	第1回選定評価委員会 令和元年8月28日(水) 第2回選定評価委員会 令和元年9月27日(金)		
委員構成	委員長 秋山 喜英(元市職) 委員 鈴木 礼子((特非)富士市手をつなぐ育成会) 委員 鉄 治(静岡県富士保健所長) 委員 畔村 勇次(公認会計士) 委員 鈴木 良彦(スルガ銀行富士吉原支店長)		
応募者	社会福祉法人誠信会		
選定に当たって重視する事項	障害者に対し生活の場を提供し、日常生活を支援するとともに、地域社会での自立生活を助長するという施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営を効果的、効率的に行うことができること。		
指定管理者に求めるレベル	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長する共同生活援助事業所の指定管理者としてふさわしい運営方針と意欲を持っていること。 ・利用者の障害特性や心身の状況に合わせた支援による日常生活と社会生活の充実及び必要な能力の向上を実現する業務計画及びサービス向上策を持っていること。 ・施設の適切な衛生管理、維持及び保守並びに利用者の安全管理のための施策を持っていること。 ・安定した事業運営のための収支計画を持っていること。 ・適切なサービスの提供及び利用者の安全確保のための組織、人員体制及び緊急時の対応策を持っていること。 		
審査項目及び配点	上記「重視する事項」及び「指定管理者に求めるレベル」の充足度を総合的に評価するため、以下のとおり審査項目及び配点を設定しました。		
	大項目	審査項目	配点
	指定管理に係る基本方針 (配点 20点)	施設の管理運営に当たっての基本的な考え方	10
		事業への参加意欲、動機	5
		施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針	5
	運営管理業務に関すること (配点 20点)	仕様書に基づく具体的な業務計画	10
		利用者サービスの向上策	10
	維持管理業務に関すること (配点 20点)	施設の衛生管理の実施方法	5
		施設の維持修繕、保守点検の実施方法	10
		利用者の安全確保策	5
収支に関すること	収支予算書	10	
	指定管理料	5	

	(配点 20点)	利用料金	5
業務の実施体制 に関する事 (配点 20点)		適切な管理運営のための組織体系及び 人員体制	10
		人材育成の考え方	5
		緊急時の対応策	5
		合 計	100
審 査 結 果	1 項目ごとの評価 項目ごとに評価点を設定し、採点を行いました。 指定管理者候補者に選定された事業者に対する評価の概要は次のとおりです。		
	(1) 指定管理に係る基本方針について (20点中 16.4点) ・利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供すること、利用者の意思及び人格を尊重し、人権擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うことなど、共同生活援助事業所の管理運営を付託するのにふさわしい考え方が示されており、高い評価を受けました。		
	(2) 運営管理業務に関する事について (20点中 15.6点) ・個別支援計画に基づき利用者主体を基本とした支援を行うこと、家族・日中活動先との連絡調整を行い利用者を支援することなど、仕様書に基づく具体的な業務計画が示されており、高い評価を受けました。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく人員配置基準を上回る数の職員を配置して朝夕食の提供、利用者からの相談受付等をきめ細やかに行うこと、そびな寮職員があおぞら寮利用者の相談、通院等に同行すること、利用者自治会で決定した行事の実施や地区行事への参加など、利用者に対する質の高いサービス提供に向けた方策が示されており、求める水準を満たしているとの評価を受けました。		
	(3) 維持管理業務に関する事について (20点中 13.8点) ・軽微な補修・修繕は職員が対応し専門的な修繕等は業者に依頼して実施すること、消防用設備や給排水衛生設備などに対して施設の機能を適切に維持するための維持修繕及び保守点検の手段が示されており、求める水準を満たしているとの評価を受けました。		
	(4) 収支に関する事について (20点中 14.6点) ・訓練等給付費、利用者徴収金等の収入及び人件費、事務費、事業費等の支出をともに適切に計上し、施設の運営管理及び維持管理に必要な十分な予算が確保されており、求める水準を満たしているとの評価を受けました。		

	<p>(5) 業務の実施体制に関することについて (20点中 16.2点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、サービス管理責任者、事務員、支援員、世話人等を適切に配置すること、社会福祉士及び社会福祉主事任用資格所持者を複数人配置することなど、業務の実施体制、有資格者の配置等が示されており、高い評価を受けました。
	<p>2 最終的な審査結果</p> <p>合計得点が評価基準点(60点)を上回り、指定管理者候補者としての適格性を有すると認められたため、指定管理者候補者として決定しました。</p>
<p>評 価 点</p>	<p>76.6点</p>